

地域密着型金融の取組事例

タイトル 自然災害対応緊急融資 J A 名 J A 京都にのくに (京都府)

1 動機 (経緯)	自然災害により農畜産物、農業施設、機械、設備および圃場等に損害等の被害が発生した場合に資金を貸付け農業経営の安定と発展を図ることを目的とする。	
2 概要	自然災害対応緊急融資 (特別対策資金) の概要	
	貸付対象者	(1) 組合員 (2) 農業者 (貸付時 20 歳以上最終償還時 78 歳未満。ただし、最終償還年齢が満 78 歳以上の場合は下記保証とは別に後継者を保証人とする。) (3) 主たる構成員が組合員で組織する法人及び団体 (4) 信用状況に不安のない者 (信用事業の支払延滞、経済事業の所定期日経過後の未払金、共済掛金の未払金等が無いこと)
	資金使途	・ 農畜産物の減収に伴い、被害農作物に使用した種苗、肥・飼料、家畜購入、農薬、農業生産資材等にかかる費用 ・ 農業施設・機械・設備の復旧にかかる必要な資金 ・ 圃場、井溝及び農道等の復旧にかかる費用 ・ 農畜産物の復旧と再生産にかかる費用 ・ その他 J A が認めた費用 ただし、各営農経済センターにて損害が確認できる案件で妥当性のある費用に限る。
	限度額 / 期間	・ 個人 200 万円以内 / 最長 5 年以内 ・ 法人及び団体 500 万円以下 / 最長 5 年以内 ただし、復旧にかかる資金計画 (見積書等) 及び貸付先の償還能力等を検討し、必要範囲内の金額とする。
	貸付利率	組合所定の利率とする。
	償還方法	(1) 元金均等返済・元利均等返済 (2) 毎月返済方式、年 1 回返済方式、年 2 回返済方式 (措置 1 年以内) ただし、利払いは年 2 回以上とする。
	保証	(1) 個人 保証人は 1 名以上とし、原則として連帯保証人とする。 (2) 法人及び団体 代表者を連帯債務者または連帯保証人とし役員を連帯保証人として徴する。
	遅延損害金	組合所定の利率とする。
	貸付取扱期間	被害発生日から 6 か月後の月末までに受付、その後 3 か月以内に貸付実行できる案件とする。
	平成 24 年 2 月 23 日 ~ 平成 24 年 11 月 30 日までとする。	
3 成果 (効果)	実行実績 (平成 24 年 2 月 23 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日) 件数 7 件 金額 952 万円	